

江戸川区立小岩第五中学校 PTA会則 他

目次

江戸川区立小岩第五中学校 PTA会則

会長等推薦委員会規則

江戸川区立小岩第五中学校PTA慶弔規定

江戸川区立小岩第五中学校PTA慶弔表彰規定

江戸川区立小岩第五中学校歴代校長 および 歴代PTA会長

江戸川区立小岩第五中学校 PTA本部

江戸川区立小岩第五中学校 P T A 会則

第1章 名称および目的

第1条 本会は江戸川区立小岩第五中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は小岩第五中学校の教育方針に基づき、保護者と教職員と地域が一体となって生徒の幸福な成長を図り、さらに会員の教養を高め相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会の会員は、本校生徒の保護者ならびに教職員とする。

第3章 活 動

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の役員会及び各委員会を置き、活動を行う。

1. 役 員 会 運営委員会に付議すべき事項を審議し付託する。運営委員会の議事の運営にあたる。
2. 特別委員会 必要により役員会の承認を得て、臨時に委員会を設けることができる。

第4章 組 織

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名(P) 副会長若干名(P若干・T 1) 書記 2 名以上(P) 会計 2 名以上(P) T 役員若干名

第6条 本会に会計監査 2 名(P) を置く。

第7条 本会に次の代表を置く。

クラス代表 (1・2 学年 2 名 3 学年 1～2 名)
P T A バザー代表(会場担当 2 名)
P T A バザー代表(模擬店担当 各学年 2 名)
卒業対策代表(3 学年 6 名以上)

第8条 役員等の職務を次のように定める。

1. 会 長 本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書 記 本会の記録通知その他の庶務にあたる。
4. 会 計 本会の会計事務及び運営に関する金銭の出納を行う。
5. 会計監査 本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条 役員等の選出方法を次のように定める。

1. 役員・会計監査は、会長等推薦委員会において推薦し、年度末総会でこれを定める。
(新年度入学予定者の保護者も、役員候補者となりうる。) 会長等推薦委員会の規則は別に定める。
2. 各代表は、それぞれ役員会の定める人数を選出する。

第10条 役員・会計監査ならびに各代表の任期は次のとおりとする。

1. 役員・会計監査の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また任期満了後といえども、後任者が就任するまでは引き続き会務にあたる。
2. 役員・会計監査・各代表に欠員が生じた時は、役員会で協議し、補充を認めた場合、役員会で推薦・承認を得たのち、補充する。
3. 補選により就任した役員・会計監査・各代表の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 各代表の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また任期満了後といえども、後任者が就任するまでは引き続き会務にあたる。希望があり役員会が承認した場合、次年度の活動への参加を免除することがある。

第5章 会 議

第11条 定期総会は年2回(年度初め及び年度末) 会長が招集する。但し、役員会で必要と認められた時または会員の3分の1以上の要求がある場合、臨時総会を開くことができる。総会は本会の最高決議機関であり、会の成立は委任状を含め会員総数の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数を以てこれを定める。

第12条 委員総会は会長が必要と認めた場合招集し、総会に次ぐ重要事項を審議し決定する。

第13条 役員会・運営委員会は会長が招集し、各委員会はそれぞれ委員長が招集する。

第14条 校長はいずれの会議にも出席して意見を述べることができる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の経費は、会費及びその他を以てこれに充てる。

第17条 会費は、生徒1人につき年額 3,600円とし、年度初めに徴収する。

転入転出の場合は、1学期につき1,200円で計算し、次のように処理する。

転入の場合は転入した学期により、転入時に徴収する。

徴収額は転入日が1学期中の場合は3,600円、2学期2,400円、3学期1,200円とする。

転出の場合は転出した学期により、転出時に返金する。

返金額は転出日が1学期中の場合は2,400円、2学期1,200円とし、3学期は返金しない。

1. 本会の目的を達成するために必要なときは、役員会の決議により細則を設けることができる。
2. 本会会則は総会の決議を経なければ変更することができない。
3. 本会は特定の政党宗教にかたよることなく、他のいかなるものにも干渉を受けない。
4. 本会会則は昭和32年6月1日これを制定する。
5. 本会会則は昭和51年5月8日改正施行する。
6. 本会会則は昭和58年4月30日改正施行する。
7. 本会会則は昭和62年4月28日改正施行する。
8. 本会会則は平成3年4月27日改正施行する。
9. 本会会則は平成4年4月25日改正施行する。
10. 本会会則は平成10年11月26日改正施行する。
11. 本会会則は平成13年11月21日改正施行する。
12. 本会会則は平成17年3月2日改正施行する。
13. 本会会則は平成21年4月1日改正施行する。
14. 本会会則は平成23年4月1日改正施行する。
15. 本会会則は平成24年4月1日改正施行する。
16. 本会会則は平成26年4月1日改正施行する。

会長等推薦委員会規則

- 第1条 この規則は会則第9条の規定により設ける。
- 第2条 この会の委員は役員会より3名、教職員より3名、
各学年より1名(3名)、計9名で構成する。
- 第3条 この会の委員は互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 第4条 この会は1月1日以前に、第1回の会合を会長が招集し開くものとする。
- 第5条 この会の委員長は委員会を招集し、会員及び会員予定者の中から役員候補・
会計監査候補を検討決定し、本人の承諾を得た後に、委員総会及び総会に
おいて報告する。
- 第6条 この会の議事発言は一切秘密とし、決定された結果だけを公表する。
- 第7条 この会は総会において、役員・会計監査が承認決定した後解散する。

付 則

1. この規則は昭和48年1月1日から実施する。
2. この規則は昭和51年5月8日改正実施する。
3. この規則は昭和58年4月30日改正実施する。
4. この規則は平成3年4月27日改正実施する。
5. この規則は平成10年11月26日改正実施する。
6. この規則は平成26年4月1日改正実施する。

江戸川区立小岩第五中学校 P T A 慶弔規定

- | | | |
|------------------------------|--|---------|
| 1. 慶 事 | | |
| ○教職員の結婚 | | 5,000円 |
| ○教職員（配偶者を含む）の出産 | | 5,000円 |
| 2. 弔 事 | | |
| ○会員の死亡 | | 10,000円 |
| ○生徒の死亡 | | 10,000円 |
| ○教職員の両親の死亡 | | 5,000円 |
| ○教職員の家族の死亡（同居の場合） | | 5,000円 |
| ○教職員の病気見舞（入院1週間以上、自宅療養1ヶ月以上） | | 5,000円 |
| ○会員の災害見舞 | | 5,000円 |
| 3. その他必要と認められた時は、役員会で定める。 | | |

※本規定は平成24年4月1日改正実施

江戸川区立小岩第五中学校 P T A 慶弔表彰規定

1. 保 護 者
 - 役員・会計監査・委員は年度末に表彰する。
2. 退任、転出教職員
 - 本校在職1年につき、1,000円（但し1万円を上限とする）の記念品贈呈。
3. その他必要と認められる時は役員会で定める。

※本規定は平成24年4月1日改正実施

江戸川区立小岩第五中学校

歴代校長 および 歴代PTA会長

校長	初代	佐々木 武雄	PTA会長	初代	黒木 孝
	2代	石塚 良司		2代	木村 秀二郎
	3代	成瀬 太右衛門		3代	岡戸 正夫
	4代	須山 道徳		4代	岡田 平八郎
	5代	古市 隆雄		5代	篠崎 正義
	6代	等々力 肇		6代	川島 轟男
	7代	山仁 俊雄		7代	高地 弘道
	8代	吉村 茂彦		8代	佐藤 忠夫
	9代	日向 完		9代	小西 宏
	10代	岩佐 吉時		10代	谷口 勝巳
	11代	高橋 宏明		11代	小西 宏
	12代	岩立 平		12代	加藤 政夫
	13代	成瀬 一博		13代	岸野 茂
				14代	児玉 透
				15代	村山 保男
				16代	杉本 芳俊
				17代	川久保 典彦
				18代	斎藤 福次
				19代	岩澤 康行
				20代	戸口 久雄
				21代	岩澤 康行
				22代	佐藤 誠
				23代	保野 善造
				24代	堀本 勝利
				25代	高橋 雅美
				26代	金子 稔
				27代	安田 雅俊
				28代	高橋 雅美
				29代	高鈴木 皇紀
				30代	岸野 正義
				31代	金子 武人